

犬山市総合計画審議会設置条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、犬山市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の設置、組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 総合計画、地方創生に関する事項等に関し、市長の諮問に応じて必要な調査及び審議をするため、審議会を置く。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会の議員
- (2) 公共的団体の役職員
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 市内に在住し、在勤し、又は在学する者であって、市のまちづくりに関心のあるもの
- (5) その他市長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が在任しないときの会議は、市長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和48年6月29日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月31日条例第13号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年3月27日条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。